

# 社会福祉法人弘前乳児院定款細則

(目的)

第一条 この定款細則は、社会福祉法人弘前乳児院定款（以下「定款」という。）第40条の規定に基づき、法人の運営に関して必要な事項を定めるものである。

(理事長の専決事項)

第二条 定款第24条の規定により、次に掲げる法人の日常の軽易な業務の決定は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 施設長等の任免その他重要な人事を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
  - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入するもので、金額が100万円を超えないもの
  - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等で、金額が200万円を超えないもの
  - ウ 緊急を要する物品の購入等で、金額が200万円を超えないもの
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分について、金額が200万円を超えないもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄で、金額が200万円を超えないもの。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- (10) 寄附金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く

(評議員選考委員会の運営等)

第三条 定款第6条3項の規定により、評議員選考委員会は必要に応じて理事長が招集する。

(評議員選考委員の任期)

第四条 評議員選考委員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員選考委員の補欠として選任された評議員選考委員の任期は、退任した評議員選考委員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員選考委員は、第6条2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員選考委員としての権利義務を有する

(評議員選考委員の報酬等)

第五条 評議員選考委員の報酬は、支給しないこととし、会議に出席した場合は費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 費用弁償額 3,000 円

附 則

この定款細則は、平成10年4月1日より施行する

この定款細則は、平成18年7月14日より施行する

この定款細則は、平成29年4月1日より施行する